

後援及び共催等の名義使用承認事務取扱規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、公益財団法人京都市体育協会（以下「本会」という。）がスポーツ関係イベント等（以下「事業」という。）に対して行う後援及び共催等（以下「後援等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。ただし本会の助成金の対象事業にあたる事業はこの限りではない。

(1) 後援

本会が当該事業を外部的に支援し、名義使用を許可するものをいう。

(2) 協賛

本会が当該事業を人的又は物的に提供し、名義使用を許可するものをいう。

(3) 共催

本会が当該事業の企画運営に参加し、名義使用を許可するものをいう。

(4) 本会会長（以下「会長」という。）杯（賞）

本会が当該事業を後援等で支援し、名義使用を許可するものをいう。

(後援等の承認基準)

第3条 本会は、定款第3条に掲げる目的に則る事業に対して、後援等を行うものとする。ただし、宗教・政治的目的を有する事業と認められるもの、事業を行う団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であると認められるものについては、後援等を行わない。

2 前項にかかわらず、会長が特に必要と認める事業については、この限りではない。

(会長杯（賞）の経費負担)

第4条 会長杯（賞）に係る経費は、事業の主催者負担とする。ただし、賞状及び本会の助成金の対象事業にあたる事業はこの限りではない。

(申請手続)

第5条 事業の主催者は、後援等名義使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開催日の30日前までに会長に提出しなければならない。

(1) 大会実施要項

(2) 役員就任を受ける場合は、その旨の依頼文章

(3) その他、会長が必要と認める書類

(承認通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、後援等の名義使用を適当と認めるときは、その旨を文書により申請者に通知しなければならない。

(申請事項等の変更)

第7条 前条の規定による通知を受けた事業の主催者（以下「承認決定者」という。）は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(事業終了報告)

第8条 承認決定者は、事業が終了したときは、事業終了報告書（第2号様式。以下「終了届」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、大会終了後30日以内に会長へ報告しなければならない。

- (1) 事業実施結果
- (2) 大会プログラム
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(承認の取消)

第9条 会長は、承認決定者が次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことがある。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 事業が法令に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけたとき
- (4) その他、この規約に基づく会長の指示に違反したとき

(補 則)

第10条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成26年10月28日から施行する。